

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

**鳥取県選挙管理委員会規則第5号**

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																						
第9号様式（第26条関係） 不在者投票事務処理簿 投票区	第9号様式（第26条関係） 不在者投票事務処理簿 投票区																						
略 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(氏名)</td> <td style="width: 5%;">男・女</td> <td style="width: 15%;"><u>留置施設の留置業務管理者</u></td> <td style="width: 5%;">1項 3号</td> <td style="width: 5%;">直接</td> <td style="width: 5%;">(無)</td> <td style="width: 5%;">(無)</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> </table> 略	(氏名)	男・女	<u>留置施設の留置業務管理者</u>	1項 3号	直接	(無)	(無)					略 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(氏名)</td> <td style="width: 5%;">男・女</td> <td style="width: 15%;">警察留置場の留置業務管理者</td> <td style="width: 5%;">1項 3号</td> <td style="width: 5%;">直接</td> <td style="width: 5%;">(無)</td> <td style="width: 5%;">(無)</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> </table> 略	(氏名)	男・女	警察留置場の留置業務管理者	1項 3号	直接	(無)	(無)				
(氏名)	男・女	<u>留置施設の留置業務管理者</u>	1項 3号	直接	(無)	(無)																	
(氏名)	男・女	警察留置場の留置業務管理者	1項 3号	直接	(無)	(無)																	
備考	備考																						
1 略 2 請求の方法の記載例中「直接」又は「郵便等」とあるのは、選挙人が <u>直接に</u> 、又は郵便若しくは信書便で請求した場合をいい、「船長」、「病院の院長」、「老人ホームの長」、「国立保養所の所長」、「身体障害者支援施設の長」、「保護施設の長」、「刑事施設の長」、「 <u>留置施設の留置業務管理者</u> 」、「少年院の長」又は「婦人補導院の長」とあるのは、選挙人がこれらの者を通じて請求した場合をいう。 3及び4 略 5 交付の方法の記載例中「直接」又は「郵便等」とあるのは、市町村の選挙管理委員会の委員長が、選挙人又は船長、病院の院長、老人ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、 <u>留置施設の留置業務管理者</u> 、少年院の長若しくは婦人補導院の長に直接に交付し、又は郵便若しくは信書便で送付した場合をいう。 6～8 略	1 略 2 請求の方法の記載例中「直接」又は「郵便等」とあるのは、選挙人が <u>直接に又は郵便若しくは信書便で請求した場合をいい</u> 、「船長」、「病院の院長」、「老人ホームの長」、「国立保養所の所長」、「身体障害者支援施設の長」、「保護施設の長」、「刑事施設の長」、「 <u>警察留置場の留置業務管理者</u> 」、「少年院の長」又は「婦人補導院の長」とあるのは、選挙人がこれらの者を通じて請求した場合をいう。 3及び4 略 5 交付の方法の記載例中「直接」又は「郵便等」とあるのは、市町村の選挙管理委員会の委員長が、選挙人又は船長、病院の院長、老人ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、 <u>警察留置場の留置業務管理者</u> 、少年院の長若しくは婦人補導院の長に直接に交付し、又は郵便若しくは信書便で送付した場合をいう。 6～8 略																						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。